

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和5年6月 月次研究会



松岡 章夫〔神田〕

## 令和5年度相続税・贈与税 改正の検証

### はじめに

令和5年度における相続税・贈与税関係の税制改正は、税理士実務に大きな影響を与える内容であると考えられる。そこで、この内容を

### I 令和5年度税制改正 (相続税・贈与税関係) の概要

1 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算される。

2 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置等の見直し

3 マンションの相続税評価について

4 生前贈与のシミュレーションの必要性

5 今後の課題

6 終わりに

7 定相続人以外(子の配偶者、孫など)への贈与が効果的

8 相続税の計算

9 贈与税の特例の理解

10 税理士としての対応

11 除の特例、②直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税

12 非課税措置、③教育資金の一括贈与に係る贈与税

除した残額を当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したもののみなされる。この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用される。

② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課される。これは、特例税率ではなく一般税率が適用される。

結婚・子育て資金の一括贈与の特例について、贈与税が課される。特例税率ではなく一般税率が適用される。その適用期限が2年延長される。

令和5年度税制改正大綱では、マンション評価について、以下のように記載されたが、発表時点で通達のパブリックコメントが出ていなかったため詳細は触れていない。「マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離している。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。」

非課税措置、④結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が挙げられるが、いずれの特例も、相続税計算への持ち戻しの有無が重要になる。

また、相続税法の生活費・教育費の非課税規定も考慮する必要がある。一扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは贈与税の課税価格に算入しない、という規定である。この規定は、必要な都度、必要資金を贈与した場合に限られ、必要資金を超えて贈与したものは課税対象となる。この非課税措置も有効に使うべく効果がある。

生前贈与の活用と注意点  
生前贈与の活用が、相続税課税に対して効果が低いと考えられる。毎年いくらかずつ贈与すればいいのかわからない。毎年いくらかずつ贈与すればいいのかわからない。毎年いくらかずつ贈与すればいいのかわからない。

ので、本制度を選択する際に、クライアントに制度のメリット・デメリットを十分に説明した上で、納得してもらう必要がある。説明すべき事項は、次のものが考えられる。①贈与者の相続時に改めて、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算することになる。その際の加算額は贈与税の課税額となる。②撤回ができない。③贈与財産が無価値になっても相続税は発生する。④贈与者の財産全体がわからず、毎年課税との有利不利は不明である。⑤特定贈与財産は小規模宅地等の減額の適用ができない、などである。

生前贈与のシミュレーションの必要性  
精算課税100万円の基礎控除が追加されたことにより、毎年、贈与のシミュレーションを行う必要がある。実務での対応は以下のことが考えられる。

令和5年分は、暦年贈与の生前贈与加算が3年のままなので、推定相続人に対する贈与を積極的に行うことが考えられる。このときに、配偶者への贈与は、仮に3年以内に相続が発生した場合に、支払った贈与税額が控除しきれずに還付ができないことが想定されるので、大きな金額はよく検討してからにすべきである。

令和5年分も含め、令和6年分以降も、推定相続人以外(孫)への贈与は、当該受贈者が相続または遺贈により被相続人から財産を取得しない限り、生前贈与加算はないので、暦年贈与は積極的に行うことが考えられる。

令和6年分以降は、推定相続人に対しては、10万円の別枠の基礎控除が設けられる相続税精算課税制度を利用していくことも考慮していいと思われる。その際には、精算課税のリスクについても理解をして、クライアントにも説明しておくべきである。

遺産が5億円で配偶者、子2人のケースを想定し、以下のような生前贈与を行うと仮定して、相続税、贈与税を試算してみた。その前提は以下のとおりである。

子には、相続税の限界税率以下の暦年贈与を行う。いくが、相続が見込まれる年の7年前からは相続税精算課税で新たに設けられた100万円ずつの贈与を行う。配偶者には、暦年贈与の基礎控除以下の100万円ずつの贈与を行う。子の配偶者及び孫4人には毎年、相続税の限界税率以下の暦年贈与を行う。

	生前贈与なし ①	相続までの期間					
		5年	①との差	10年	①との差	20年	①との差
相続税	6,555	3,488	△3,067	1,950	△4,605	726	△5,829
贈与税		1,450	1,450	1,736	1,736	1,606	1,606
合計	6,555	4,938	△1,617	3,686	△2,839	2,332	△4,223

### III 終わりに

1 今後の課題  
令和5年度の税制改正を受けて、相続税・贈与税についての今後の課題は次のものと考えられる。

(1) 相続税の課税方式  
相続税精算課税の適用件数の増加が予想され、暦年課税の生前加算の年数が7年に伸びたこと、従来にも増して各相続人の生前の贈与の行動が相続税の課税価格に反映されることになる。これは、現在の課税方式では、他の相続人の税額にも影響を与えることであり、相続税の課税方式を完全な取得者課税方式に変更する必要性が高まってくると思われる。

(2) 相続税精算課税の対応  
対象資産への小規模宅地の特例の適用  
現行方式では、相続税精算課税により贈与を受けた宅地等であり、相続税の課税価格に加算される財産であっても、小規模宅地等の特例は適用できない。相続税精算課税制度をより拡大するためには、相続税精算課税により贈与を受けた宅地等にも、小規模宅地等の特例を適用すべきと考える。

(3) 暦年課税贈与の贈与税額控除  
現行方式では、暦年課税贈与での贈与税額

定相続人以外(子の配偶者、孫など)への贈与が効果的なが、相続までの期間が長くなればなるほど、納税額の減少効果は大きく出ることになる。したがって、早めの対策の着手が効果的といえることになる。

控除において、控除しきれない金額があっても還付されない。相続税精算課税により贈与を受けた場合は還付が受けられるのに比べて、取り扱いに差異がある。暦年課税の生前加算の年数が7年に伸びたこと、暦年贈与の場合も還付を認めていいのではないかと考える。

2 さいに  
令和5年度税制改正により、相続税精算課税に100万円の基礎控除が追加され、暦年贈与の生前加算が3年から7年へと大きく延びた。これにより、生前の贈与対策が大きく変化することが予想され、クライアントからの問い合わせが増えるのではないかとと思われる。これに対して、どのように回答していくかは、クライアントの年齢・家族関係、資産状況、資産の規模など、様々な要因があり、一概には説明できない。さらには、配偶者がいないケースもあるし、第二次相続まで考慮すると、贈与対策は複雑になる。税理士は、相続税精算課税のリスクについても理解をして、クライアントに説明することも含め、適切に対応していくべきである。

除の特例、②直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税措置、③教育資金の一括贈与に係る贈与税

税理士としての対応

除の特例、②直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税措置、③教育資金の一括贈与に係る贈与税

除の特例、②直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税措置、③教育資金の一括贈与に係る贈与税